

天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイスISA(WISA)の今。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

天引き NISA(職域 NISA、ワークプレイス NISA)の新指針が 10 月から適用!

2014年10月から金融機関に対し、「天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)」のガイドラインが適用される。

天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)とは、確定拠出年金(DC)や財形(財形貯蓄)、持株(従業員持株会)の様に、企業が間に入り、従業員の給与から毎月一定額を天引きして積み立てる(福利厚生)制度の事。日本での呼び名は、まだ統一されておらず、日本経済新聞は「天引きNISA」、有力専門誌のニッキンは「職域NISA」、日本証券業協会は「ワークプレイスNISA」(もしくは「職域NISA」)としている(各URLは後述[参考ホームページ])。ちなみに、NISA本家の英国では、英FT紙などが「コーポレートISA/Corporate ISA」もしくは「ワークプレイスISA/Workplace ISA(略してWISA)」と言っている(URLは後述[参考ホームページ])。

NISAの「職域営業」自体は法的(税制的)には現状の日本で可能となっている。

2014年3月には殺虫剤大手フマキラーが契約をした(2014年4月17日付日経電子版~URLは後述[参考ホームページ])。フマキラーの工場近隣には金融機関や証券会社の支店が少なく、「給与天引き方式なら従業員は店舗に行かずに投信が購入でき、メリットがある」との事だ。その他、働いている企業が金融機関や投信を選択してくれる安心感・容易さもあると思われる(英国の例より~後述)。一方の金融機関も、「手間とコストばかりがかかる」(2013年10月16日付日経電子版~URLは後述[参考ホームページ])とも言われるNISAが、天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)では従業員向けセミナー等によって効率的に出来るメリットもあるだろう。



NISAの職域営業は法的に現状でも可能で、既に契約・導入企業があるのに、「職域NISAガイドライン」が策定されたのは、「職域営業を行う証券会社や銀行等に対して、提供する商品の選定や役職員への投資教育、運用報告、事務手続などについて、業界横断的に最低限行うべきルールを示しておくことが望ましい。そこで、給与または賞与からの天引きにより定時定額の資金を拠出し、NISA口座で株式・投資信託を買い付ける仕組みを「職域NISA」と定義し、職域NISAに取り組む金融機関の参考となるようガイドラインを策定」(2014年7月28日付週刊金融財政事情における日本証券業協会「ガイドラインで職域NISAを企業が導入しやすい環境を整備」~URLは後述[参考ホームページ])との事である。金融機関が企業へ提供する商品については、「指針では天引きNISAを提供する金融機関に対し、商品を3つ以上提供することを義務付ける。株式や債券など複数の資産に分散して投資するバランス型投信など長期投資に向けた商品をそろえるよう促す。従業員への説明では商品内容だけでなく、分散投資の効果や税制など投資の基本知識を教えるようにする。」(2014年8月15日付日本経済新聞~URLは後述[参考ホームページ])との事である。

金融庁の調査では2014年1月から開始したNISAの3月末時点で60歳代以上が全口座の約6割(59.8%)を占めるのに対して20歳代3.2%、30歳代7.7%と若年層の利用が低かった(URLは後述[参考ホームページ])。こうした結果から若年層などに対して「投資について相談・手続きのしやすい環境整備等により投資を始めるハードルを下げる」(URLは後述[参考ホームページ])ものとして、大いに今後の利用者拡大が期待される。

確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!!

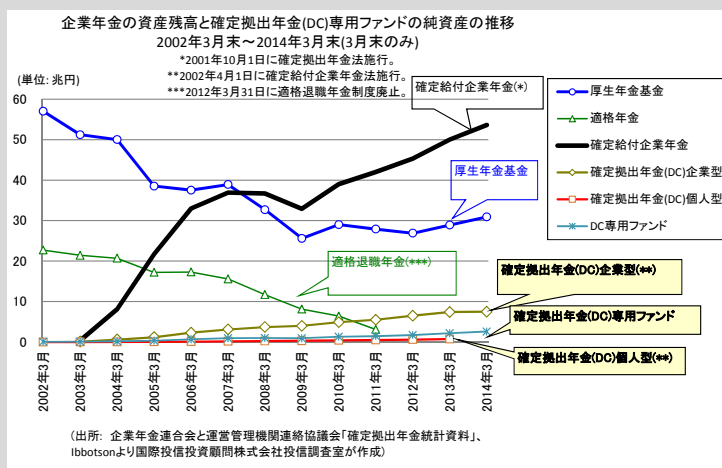
確定拠出年金(DC～下記※1)を導入している企業であれば、その企業の従業員は「DC制度は、中途引き出しができないこと、非課税の拠出上限が低いことなど、いくつかの問題点が指摘されています。これらの問題は、DCとNISAを併用することで、ある程度解決できると考えています。」(月刊「投資信託事情」2014年2月号～URLは後述[参考ホームページ])となる。その他、「住宅資金など途中で使う可能性があるならNISA、老後資金は確定拠出という使い分け」(2013年6月10日付日本版ISAの道その15～URLは後述[参考ホームページ])も可能となる。一方の金融機関は、既存顧客のDC取り扱い企業に対し「DCの説明時にも、NISAも同時に並列して説明する」(2014年8月18日付ニッキン投信情報)と言う効率化も出来るだろう。確定拠出年金(DC)を導入していない企業、もしくは確定拠出年金(DC)に加入出来ない公務員(国民年金第2号被保険者)や被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)にはDCとは別の福利厚生と言う選択肢が出来る事となる。

天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)の給与天引きにより、従業員は、職場での確定拠出年金(DC)や持ち株制度と同様に(併用もしくは別の選択肢として)、少額から毎月一定額を積み立て、非課税を享受する事が出来る事となる。積立投資の効用やリスク等については2014年7月14日付日本版ISAの道その63「証券会社がこぞって力を入れるNISAを活用した投信の積み立てのリターン/リスクをベンチマーク別に、さらに、最も悩む『やめ時』も考慮し、最新6月末にかけて検証。」を参照の事(URLは後述[参考ホームページ])。

※1: 確定拠出年金…日本版401k/Defined Contribution(DC)とも呼ばれている年金で、拠出額(Contribution)が確定(Defined)しているものの、給付額(Benefit)が確定していない年金の事である。自営業(国民年金第1号被保険者)と民間サラリーマン(国民年金第2号被保険者)の為のもので、公務員(国民年金第2号被保険者)や被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)は加入できない(*米国では公務員は457もしくは403b、被扶養配偶者はIRAに加入出来る～2014年6月23日付日本版ISAの道その60～URLは後述[参考ホームページ])。

従来の年金は、給付額(Benefit)が確定(Defined)しており、確定給付型年金/Defined Benefit(DB)とも呼ばれ、厚生年金基金(厚年基金)も該当する。この厚年基金が高齢化によって給付額(Benefit)が増え続け、財政難となって中には解散希望の企業も多かった。ただ、解散時には代行部分も含めて積立不足の無い事が必要とされてそれも難しかった。だが、2014年4月から、代行部分で損失を抱える基金の5年以内の解散が義務付けられた。また、解散後の分割納付も認められた(*それまでは国からの預かり資金を一括返還)。こうして2014年4月から解散が増え、その中、厚年基金の受け皿として確定拠出年金が増えてきた。

確定拠出年金のほとんどを占める企業型の場合、厚年基金(他の企業年金等)の無い場合に限度額が月51000円(*2014年10月から月55000円)だが、厚年基金を解散して確定拠出年金の企業型に資産を全部移換する場合、限度額は過去に遡る為、額が大きくなる場合が多い事は覚えておきたい(*多額の移管となる可能性)。その計算方法は「厚年基金(他の企業年金等)が無い場合の高い限度額(*現行月51000円、2014年10月1日から月55000円)を入社日から解散日まで合計、利子額を加える(*利子額…1996年まで年5.5%、それ以降は10年国債の5年間平均利回りで毎月複利)。限度額を超える額は給与などの形で支払われる。」である。こうした解散厚年基金からの一時資金が2014年4月以降、DCに、そして、DCファンドにも流入している。「今年これまでに加入する厚年基金の解散を発表した上場企業は39社と、既に昨年(2013年)の年間発表社数(34社)を上回った」(2014年8月20日付日本経済新聞夕刊)と言うが、2014年3月18日に厚生労働省は「全国に534ある厚生年金基金のうち、3分の1にあたる195基金が解散などを検討している。昨年12月調査と比べ58基金増。」と発表している。



2014年6月23日付日本版ISAの道その60「日本版401kの非課税枠拡大!(日本版IRAとNISAに期待)～米国401k(と529)と日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向～」も参照(URLは後述[参考ホームページ])。

英国ワークプレイスISA(WISA)の今


ここで気になるのはNISAが範とする英国である。先述の通り、英国では「コーポレートISA/Corporate ISA」もしくは「ワークプレイスISA/Workplace ISA(略してWISA)」と言う。ワークプレイスISA(WISA)が登場したのは2008年、普及し始めたのは2011年頃からとされる。1年以上前に既に、「英国の企業237社/従業員25万9000人の約1割(11%)が、ワークプレイスISA(WISA)を導入済み。」(英The Platform社の2013年6月号レポート)となっている。拡大している要因は「ワークプレイスISAは年金も含め一箇所で出来て便利」である事(2014年3月5日付英FT紙～URLは後述[参考ホームページ])、「25歳の若者が年金に関心を持つ事は難しいが、教育費などに使えるISAには関心を持ちやすい」などとされる(同)。

英国には、そもそも、職域の貯蓄・投資制度としてこのワークプレイスISA(WISA)以前から税制優遇のある「Save As You Earn /SAYE(定期積立貯蓄制度)」や「Share Incentive Plans/SIPs(株式インセンティブプラン/株式奨励制度)」、そして、確定拠出年金(DC)があった(*どれも同時利用可)。その中、企業年金及び個人年金の非課税額が削減される事となり(2014年4月6日より年間5万英ポンドから4万英ポンドへ)、SAYEやSIPsで取得した株式をISAへ移管する動きも起きていると言う。

ワークプレイスISA(WISA)は、英ISAファンドで圧倒的シェアを持つプラットフォーム会社が「ワークプレイス・セービング・プラットフォーム(Workplace Savings Platform)」もしくは「コーポレート・ラップ(Corporate wraps)」などと言う包括的サービスの下で確定拠出年金(DC)やSIPs(後述)と共に提供している(プラットフォーム会社…2014年2月24日付日本版ISAの道その46もしくは2014年8月4日付日本版ISAその66参照～URLは後述[参考ホームページ])。SIPsは「Self-invested Personal Pensions(自己投資型個人年金)」の事で、ISAと同様、先述したSAYEやSIPsで取得した株式の移管先になるものだ。

最後に、次頁テーブルに英国のワークプレイスISA(WISA)を提供する主な金融機関についての概要を作成したので参考にしてほしい(投信調査室の和訳)。ワークプレイスISA最大手のフィデリティ(Fidelity)、プラットフォーム最大手のハーグリーブス・ランズタウン(Hargreaves Lansdown)、スコティッシュ・ウイドウズ(Scottish Widows)、スタンダード・ライフ(Standard Life)についてだが、さらなる詳細は2012年2月発行のThe Financial Times「The Specialist, Auto-Enrolment-February2012」を見てほしい(URLは後述[参考ホームページ])。

英国のコーポレートISAもしくはワークプレイスISA(WISA)を提供する主要金融機関(2012年2月時点)

 金融機関名 (英語は原文)	フィデリティ/Fidelity *ワークプレイスISA最 大手	ハーグリーブス・ランズ タウン/Hargreaves Lansdown *ファンドプラットフォー ム最大手	スコティッシュ・ウイドウ ズ/Scottish Widows	スタンダード・ライフ /Standard Life *生命保険会社
導入時期	2011年	2010年7月	2010年8月	20011年3月
ISA導入社数 (NUMBER OF SCHEMES USING ISA)	11	-	41 (見込み含む)	3
ワークプレイスISAを利用する従業員数 (NO OF SCHEME MEMBERS USING CORPORATE ISA)	35000人*	1020人(推計)	100人	73人
提供先の企業規模 (従業員数) (TARGET MARKET/employer)	大企業 (800人以上)	100人以上を中心	中規模企業 (5000人まで)	大企業(FTSE採用ま たは同等の企業)、高 価値の従業員を有す る小企業
運用資産 (ASSETS UNDER MANAGEMENT)	1000万英ポンド(約13 億円)未満	-	-	43万3881英ポンド(約 5600万円)
提供するISAの種類 (STOCKS/SHARES ISA、CASH ISA、OTHER ISA)	株式型ISA、預金型 ISA、ジュニアISA	株式型ISA	株式型ISA、預金型 ISA	株式型ISA、預金型 ISA
最低拠出額(月額) (MINIMUM CONTRIBUTION)	1英ポンド(約130円)	-	株式型ISAは20英ポ ンド(約2600円)、預金型 ISAは10英ポンド(約 1300円)	50英ポンド(約6400 円)
投資商品数 (TOTAL NUMBER OF FUNDS AVAILABLE)	1200本超/70社(フィ デリティファンズネット ワーク経由)	2500本超	2500本超/110社	2200本超
デフォルトファンドの有無と特徴 (DEFAULT FUND AVAILABLE/MAKEUP)	有り *バランス型や5資産 (株式、債券、キャッ シュ、コモディティ、不 動産)分散ファンド。	有り *顧客毎に異なる	有り *リスク度合いの異な る5本から選択。	無し
年間管理手数料 (ANNUAL MANAGEMENT CHARGE)	ファンド毎に異なり、 年0.1~2.0%	2400ファンド以上につ いては0、他のファンド はプラットフォーム手 料が月1~2英ポンド。 株式・ETF等は0.5% (上限45英ポンド)。	年0.5~2.5%	ファンド毎に異なり、 年0.5~2.5%

(出所: The Financial Times 『The Specialist, Auto-Enrolment-February2012』、The PLATFORM社より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

*フィデリティファンズネットワークを通じて同社のWorkplace ISAを利用できる人数で実際の利用者は非開示。

注)上記は2012年2月時点のもの。和訳は投信調査室。原文や最新情報等については是非こちらを参照のこと「<http://www.pensions-expert.com/>」。

[参考ホームページ]

2014年8月15日付日本経済新聞「NISA天引き、指針案、証券業協会など、説明事項を統一」…

「http://www.nikkei.com/article/DGKDASGC14H0A_U4A810C1EE8000/」

2014年8月1日付ニッキン新聞「金融界、職域NISAが本格始動」…「<http://www.nikken.co.jp/articles/show/1407310000730432>」

2014年7月1日付日本証券業協会「当面の主要課題－活力ある金融資本市場の実現、投資家の裾野拡大－」の「ワークプレイスNISA」…

「http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/files/syuyoukadai26_kakuron.pdf」

2014年3月5日付英FT紙「Isa guide 2014: Save while you work - FT.com」…「<http://www.ft.com/intl/cms/s/0/33e276a4-a2d8-11e3-9685-00144feab7de.html>」

2014年4月17日付日経電子版「給与天引きでNISA みずほ銀、職域営業で新手法 投信積み立て、まづファミキラーと」…

「http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXNMSFK15013_15042014000000」

2013年10月16日付日経電子版「NISA、証券界はなぜここまで本気なのか」…

「http://www.nikkei.com/markets/column/scramble.aspx?g=DGXNMSGD1604P_16102013000000」

2014年7月28日付週刊金融財政事情における日本証券業協会「ガイドラインで職域NISAを企業が導入しやすい環境を整備」…

「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20147-3082.html>」、2014年6月23日付金融庁「NISA口座の利用状況等に関する調査結果の公表について」…「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20140623-1.html>」

月刊「投資信託事情」2014年2月号…「<https://www.matonavi.jp/periodical/index.html>」

2013年6月10日付日本版ISAの道 その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け～英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合～」…「<http://www.kokusaiam.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf>」、2014年8月18日付けニッキン投信情報「NISA、DC統合の目標設定を」…「<http://www.nikken.co.jp/toushin/backnumber/backnumber2014/20140818/>」

2014年7月14日付日本版ISAの道 その63「証券会社がこぞって力を入れるNISAを活用した投信の積み立てのリターン/リスクをベンチマーク別に、さらに、最も悩む『やめ時』も考慮し、最新6月末にかけて検証。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140714.pdf>」

2014年6月23日付日本版ISAの道その60「日本版401kの非課税枠拡大(日本版IRAとNISAに期待)～米国401k(と529)と日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140623.pdf>」

2014年8月4日付日本版ISA その66「英米で投資一任のオンライン化が進んでいる!～イギリスのISAでアメリカのラップ/SMAの様なサービスを提供するプラットフォーム会社に脚光～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140804.pdf>」

2014年2月24日付日本版ISAの道その46「NISAが範とする英国の金融業界改革! 世界屈指の保険・年金大国を支えるIFAと英国ISAを支えるファンド・プラットフォームに今また新しい改革(RDR)が!!」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140224.pdf>」

英The Platform社 2013年6月発行「Workplace Savings Platforms – An Update for Employers」…

「http://www.theplatform.com/files/Guide_for_employers.pdf」、2012年2月発行のThe Financial Times「The Specialist, Auto-Enrolment-February2012」…「<http://www.pensions-expert.com/Special-Features/Research/Auto-enrolment-supplement-2012>」

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。